

## は じ め に

配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス（DV））は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。

家庭内や個人的な関係で行われることから発見や対応が遅れ、不幸な事件となることもあるこうした暴力をなくすことは、社会全体の願いです。

2001（平成13）年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」が施行されて以降、本県では、3次にわたり「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」を策定し、市町村や警察等の関係機関や民間団体と連携しながら、DVの防止と被害者支援を行ってまいりました。

このたび、3次計画策定後に明らかになった課題等を踏まえ、2022（平成34）年度を目標年次とする「愛知県配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（4次）」を策定いたしました。

この計画では、DVの防止から相談・保護、被害者の自立支援まで切れ目ない支援を体系化し、本県のDV防止対策の今後5年間の取組を示しており、相談体制の充実を図るとともに、若年層への教育・啓発や子どもの心のケア等に重点的に取り組んでいくこととしております。

県民の皆様をはじめ、計画推進に関わる全ての方々とともに、この計画の基本目標である「個人の尊厳が尊重され、配偶者からの暴力を許さない社会の実現」を目指し、全力で取り組んでまいりますので、一層の御理解・御協力をいただきますようお願い申し上げます。

最後に、この計画の策定にあたり、御尽力をいただきました基本計画（4次）策定検討会議の委員の皆様をはじめ、貴重な御意見をいただきました多くの方々に深く感謝申し上げます。

2018（平成30）年3月

愛知県知事 大村 秀章



# 目 次

## 第1章 計画策定の基本的な考え方

I 計画策定の趣旨	2
II 計画の基本目標	4
III 策定の基本的考え方	4
IV 計画の性格	4
V 計画の期間	5
VI 重点目標	5
VII 計画の体系	6

## 第2章 本県のDVをめぐる状況

I DVに関する相談等の状況	
1 全国の相談状況	10
2 警察への相談状況	10
3 愛知県女性相談センターの相談状況	11
4 本県の一時的保護状況	11
5 保護命令の受付状況	12
II 暴力の被害経験	13

## 第3章 配偶者からの暴力防止及び被害者支援に関する課題と取組

I 配偶者からの暴力を許さない県民意識の醸成	
1 DV防止に向けた啓発の推進	16
2 若年層への教育・啓発の推進	18
3 早期発見体制の充実	20
II 安心して相談できる体制の整備	
4 愛知県女性相談センターの機能強化	22
5 身近な地域での相談窓口の充実	26
6 被害者の状況に配慮した相談機能の充実	30
III 安全な保護体制の整備	
7 一時的保護体制の充実	33
8 DV被害者の安全確保と加害者対応の拡充	36
IV 被害者の自立に向けた支援の推進	
9 総合的な支援の展開	40
10 被害者の心のケアの充実	43
11 住宅の確保に向けた支援	44
12 就業に向けた支援	45
13 子どもへの支援	46

V	関係機関等との連携促進と人材育成	
14	民間支援団体との連携・協働の促進	49
15	関係行政機関等との連携促進	51
16	職務関係者の研修の充実	54
	第4章 計画の推進	
I	推進組織	58
II	計画の進行管理	58
III	数値目標	58

\*平成31年5月に改元が予定されていますが、わかりやすい表記とするため平成31年度以降も「平成」を使用しています。

# **第1章**

## **計画策定の基本的な考え方**

## I 計画策定の趣旨

- 配偶者（※）からの暴力（以下「DV」という。）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。  
DVはその多くが家庭内で起こるため、周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があります。  
また、DV被害者は多くが女性であり、経済的な自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女共同参画社会の実現の妨げの一因になっていると言われております。
- 本県では、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（2001（平成13）年4月13日法律第31号。以下「DV防止法」という。）に基づき、2005（平成17）年12月に「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」を策定し、市町村や警察等関係機関や民間団体と連携しながら、DV防止とDV被害者の支援に向けた取組を推進してきました。
- その後、2008（平成20）年3月に2次計画を、2013（平成25）年3月に3次計画を策定し、関係機関との連携のもと、着実に取組を進めてきました。
- こうした中、2013（平成25）年6月には、DV防止法が改正され、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力についても法が準用されることとなりました。
- この法改正の趣旨や顕在化しているDV被害の状況を踏まえ、現行の3次計画が計画期間満了を迎えることから、新たな4次計画を策定し、施策を着実に推進することにより、暴力のない社会の実現を目指してまいります。

### ※配偶者からの暴力（DV）

この計画における「配偶者」とは、婚姻の届出をした夫婦の一方（事実婚を含む。）のみでなく、離婚した元配偶者（事実婚にあった者を含む。）や生活の本拠を共にする交際相手も含まれます。

また、恋人等親しい男女間の暴力も対象として考えています。

## 国と愛知県の動き

年度	国	愛知県
1999 (平成11)	○「男女共同参画社会基本法」公布、施行 (6月)	
2000 (平成12)	○「男女共同参画基本計画」策定(12月)	○「あいち男女共同参画プラン21」策定 (3月)
2001 (平成13)	○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の 保護に関する法律」(DV防止法)成立 (4月公布、10月一部施行)	
2002 (平成14)	○DV防止法 全面施行(4月)	○「愛知県男女共同参画推進条例」施行 (4月) ○愛知県女性相談センターに配偶者暴力相談 支援センター機能を付与(4月)
2004 (平成16)	○DV防止法改正(6月公布、12月施行) ○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の 保護のための施策に関する基本的な方針」 策定(12月)	
2005 (平成17)	○「男女共同参画基本計画(第2次)」策定 (12月)	○「配偶者からの暴力防止及び被害者支援 基本計画」策定(12月)
2006 (平成18)		○「あいち男女共同参画プラン21」改定 (10月)
2007 (平成19)	○DV防止法改正(7月公布、1月施行) ○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の 保護のための施策に関する基本的な方針」 策定(1月)	○「配偶者からの暴力防止及び被害者支援 基本計画(2次)」策定(3月)
2010 (平成22)	○「第3次男女共同参画基本計画」策定 (12月)	○「あいち男女共同参画プラン2011- 2015」策定(3月)
2012 (平成24)		○「配偶者からの暴力防止及び被害者支援 基本計画(3次)」策定(3月)
2013 (平成25)	○DV防止法改正(7月公布、1月施行) ○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の 保護等のための施策に関する基本的な方 針」策定(12月)	
2014 (平成26)	○DV防止法改正 (4月公布、2015(平成27)年4月施行) ○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の 保護等のための施策に関する基本的な方 針」一部改正(10月)	
2015 (平成27)	○「第4次男女共同参画基本計画」策定 (12月)	○「あいち男女共同参画プラン2020」策定 (3月)
2017 (平成29)		○「愛知県配偶者からの暴力防止及び被害者 支援基本計画(4次)」策定(3月)

## Ⅱ 計画の基本目標

- 「個人の尊厳が尊重され、配偶者からの暴力を許さない社会の実現」とします。

## Ⅲ 策定の基本的考え方

- 社会の中に依然として現存する、男性優位になりがちな、性別に基づく固定的な役割分担意識を反映した社会構造は、DV等女性に対する暴力を容認し繰り返させるだけでなく、DV被害者の自立を大きく妨げています。
- 本県は、このような社会構造の変革をも視野に入れた施策を展開することを目指し、以下の5点を基本的な考え方として計画を策定しています。
  - ① DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であること。
  - ② DVが行われている家庭の子どもや親族も被害者となること。
  - ③ DVを防止し、DV被害者の保護、自立支援は行政の責務であること。
  - ④ 施策の策定・推進に当たっては、DV被害当事者の参画や意見を尊重すること。
  - ⑤ 施策の推進は、国、県、市町村等の関係機関と民間団体等の連携・協働が不可欠であること。

## Ⅳ 計画の性格

- この計画は、DV防止法第2条の3第1項に基づき、本県における配偶者の暴力対策を体系的に位置付ける基本計画です。
- 本県の健康福祉分野の進むべき方向性を示す「あいち健康福祉ビジョン2020」の個別計画としての性格を合わせもつものです。
- 男女共同参画社会の実現に向け本県の取組の方向を示す「あいち男女共同参画プラン2020」との整合性を図った計画とします。
- 市町村及び関係機関等においても、本計画の趣旨を踏まえ、県と連携した積極的な配偶者暴力対策における取組の推進を期待するものです。



## V 計画の期間

- この計画は、2018（平成30）年度から2022（平成34）年度までの5年間を計画期間とします。
- ただし、計画期間中に法律及び基本方針が見直された場合、新たに盛り込むべき事項等が生じた場合は、必要に応じ見直しを行います。

## VI 重点目標

- DVの防止から被害者一人ひとりの状況に応じた相談・保護、被害者の自立支援まで切れ目ない支援を推進するため、5つの重点目標に取り組みます。

- 重点目標Ⅰ 配偶者からの暴力を許さない県民意識の醸成
- 重点目標Ⅱ 安心して相談できる体制の整備
- 重点目標Ⅲ 安全な保護体制の整備
- 重点目標Ⅳ 被害者の自立に向けた支援の推進
- 重点目標Ⅴ 関係機関等との連携促進と人材育成

## VII 計画の体系

### 重点目標

### 基本施策

I 配偶者からの暴力を許さない県民意識の醸成

① DV防止に向けた啓発の推進

② 若年層への教育・啓発の推進

③ 早期発見体制の充実

II 安心して相談できる体制の整備

④ 愛知県女性相談センターの機能強化

⑤ 身近な地域での相談窓口の充実

⑥ 被害者の状況に配慮した相談機能の充実

III 安全な保護体制の整備

⑦ 一時保護体制の充実

⑧ DV被害者の安全確保と加害者対応の拡充

IV 被害者の自立に向けた支援の推進

⑨ 総合的な支援の展開

⑩ 被害者の心のケアの充実

⑪ 住宅の確保に向けた支援

⑫ 就業に向けた支援

⑬ 子どもへの支援

V 関係機関等との連携促進と人材育成

⑭ 民間支援団体との連携・協働の促進

⑮ 関係行政機関等との連携促進

⑯ 職務関係者の研修の充実

# DV被害者保護・支援の流れ



